

## 令和4年度第1回静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会議録

- 1 開催日時  
令和4年6月9日（木）18時30分から20時15分まで
- 2 開催場所  
静岡市地域福祉共生センターみなくる 会議室2
- 3 出席者  
江原勝幸委員、朝比奈伸江委員、天野育子委員、石田幸彦委員、亀澤義高委員、川島徹也委員、酒井貴代委員、滝和子委員、深澤啓子委員、古井慶治委員、増田樹郎委員、若月雄介委員
- 4 傍聴者：なし
- 5 議事
  - (1) 開会
  - (2) 参与兼福祉総務課長挨拶
  - (3) 議事  
[審議事項]
    - ①第3次地域福祉計画後期実施計画の令和3年度評価の実施及び第4次地域福祉計画の計画策定について  
[報告事項]
    - ①成年後見制度利用促進計画について
    - ②重層的支援体制整備事業への移行準備事業について
    - ③避難行動要支援者の個別避難計画作成モデル事業について
  - (4) 閉会
- 6 会議内容
  - (1) 開会
  - (2) 参与兼福祉総務課長挨拶
  - (3) 議事

### [審議事項]

#### ①第3次地域福祉計画後期実施計画の令和3年度評価の実施及び第4次地域福祉計画の計画策定について

- 江原会長 それでは、これからの進行は、私のほうでさせていただきます。  
早速ですが議事に入りたいと思います。「第3次地域福祉計画後期実施計画の令和3年度評価の実施及び第4次地域福祉計画の計画策定について」事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 福祉総務課の宮崎と申します。座ったままで説明させていただきます。よろしくお願ひします。  
まず第3次地域福祉計画令和3年度実績報告と令和5年度からの第4次計画案

の策定について御説明させていただきます。資料1-1を御覧ください。

令和3年度の事業の評価の結果となっております。資料1-2が令和3年度の各課の個別事業の実績の結果となっております。それをまとめたものが資料1-1となっております。

評価対象や評価の基準については、例年と変更ございませんので、説明は省略させていただきます。3ページの評価の概要を御覧ください。

188事業について、SからCの評価の事業数について表のとおりとなっております。

4ページでは、評価がCだった事業について、コロナによるものか、そうでないものかを記載した表となっております。

続きまして、基本目標ごとの総合評価について御説明します。6ページを御覧ください。

基本目標1：一人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくりについては、事業評価の構成比はグラフのとおりで、総合評価はA、重点施策の2事業はともにAでした。

基本目標2：多様な主体の協働による地域づくりは、事業評価の構成比はグラフのとおりで、総合評価ではB、重点施策2事業はどちらもSではありましたが、基本目標2の地域づくりに分類される事業は、イベントや講座等が多いため、高齢者や子供向け事業については、やはりコロナの影響で引き続き、縮小等をせざるを得なかった事業も多くありまして、全体として結果はBとなってしまいました。

基本目標3にお進みください。地域福祉を担う人づくりについても、構成比のグラフのとおり総合ではB評価、重点施策はAとSという結果になりました。こちらも参加者を集めての事業が多かったため、3つの基本目標のうち、最もC評価の数が多く、全体としてはB評価という結果になりました。

資料1-2については、個別の事業評価の結果となっております。細かい説明については、省略させていただきますが、昨年度の分科会での御意見を踏まえまして、令和2年度の実績評価結果も掲載しまして、黄緑色のセルですけれども、前年と令和3年度の比較をできるようにしたところを変更しましたこと、あと、事業が直営か委託かというのが分かるとよいという御意見もいただきましたので、(4)の欄に直営か委託かというのを一つ項目を増やさせていただいてます。その2点が表の変更点となっております。

昨年度の第1回の部会の際に御意見をいただいたとおり、事業評価の方法については、第4次計画の策定に合わせて、評価基準や評価方法について再度検討しまして、変更する予定でございます。

ただ令和4年度分の事業評価までは、現行計画の後期実施計画の最中ですので、この方法で継続して評価については、やらせていただくことを御了承ください。

続いて、1－3の資料を御覧ください。

8年間の計画となっております、平成27年度からの4年間の前期計画と31年度からの4年間の後期計画について、それぞれの全体評価の推移をまとめたものになります。

評価方法について、平成30年度、31年度に見直しを一部したこともありまして、多少の変動がございますが、おおむね70%以上の達成度となっております。1枚めくっていただくと裏面に後期実施計画の中の重点事業の評価について、今、令和3年度なので、まだもう1年ございますが、仮に評価した結果として載せさせていただきます。

令和4年度の事業評価が出ましたら、改めて総合評価をまとめるつもりであります。

1－4のカラーのA3のものを御覧ください。

こちらは、基本目標の3つについての成果指標についてグラフにまとめたものになります。まず青色の基本目標1についてですが、セーフティネットが整備されるようになったものの日常生活で悩みや不安を感じている人の割合は、8年前から変動しておりません。また困りごとの内容も健康や経済的なことが多いという状況は、8年前と変わらず、一番下の表ですが、困りごとの相談先も8年前から家族・友人知人が多いという結果で、民生委員さんや地域包括支援センター、市社協に相談する人の割合は、8年前から増えていないという状況が分かります。

続いて真ん中の市民との協働による地域づくりですけれども、基本目標2についてです。防災訓練などの地域活動に参加する人の割合が増えておりますが、S型デイの会場数や地域福祉交流拠点連携事業の実施数が少し増加しているものの、コロナ等の影響も受けて目標には達していない状況です。

下のグラフですが、日常生活において、地域で何をしてほしいか。その下が逆に自分だったら何ができるかという表ですけれども、日常的な家事などの手伝いは、8年前も今も少なく、災害時や安否確認などの地域のつながりを望んでいるという結果となりました。

一番右側の黄色の基本目標3について御説明します。

ボランティアの状況が主なものになります。8年間を通して、全体ではボランティアの参加割合が増えてはいるものの、真ん中のグラフを御覧ください。現在参加しているが、続けたくないというオレンジ色の線が8年間で上昇してしまっているという状況もありまして、ボランティア人口が増えてはいるものの、活動のしやすさですとか、継続性については見直しが必要だという分析をしております。

また一番下の「地域で何が問題だと思うか」という設問に関しては、8年前と比較して関わりの減少ですとか、担い手不足というのが依然としてはあるものの、分からないという割合が8年後、今増加しているという傾向がありました。

これらの基本目標3つについての成果指標の状況をまとめますと8年間でいい方向に結果として出ている部分があれば、状況が変わらない、または社会状況の変化でさらに悪化してしまっているという部分もありまして、引き続き次期計画においても、この3つの目標で掲げていた根本的な内容は引き継いで、次の計画に反映していく必要があると分析しております。

続いて資料1-5を御覧ください。

ここまでが現行計画の評価報告となりまして、ここからが次期計画についての御説明となります。

この表自体は、昨年度の書面開催の分科会でも御説明をしました。一度、出させていただいた資料ですので、既に御覧いただいているものかと思いますが、左側の欄が今、説明しました実績評価と成果指標、後は昨年度実施しました市民アンケートの結果や市社協で実施された地区懇談会での意見をまとめたものを課題として挙げたものになります。

それらを解決することによって、目指すべき、あるべき姿というのがありまして、それを課題解決するために必要なことということで箇条書きにさせていただきました。

それをさらに分類したところ、施策の5つの方向性ということで「仕組みづくり」と「つながりづくり」と「場所づくり」「人づくり」「意識づくり」の5本を柱として方向性を立てたところまでが昨年度お話をさせていただいたところかと思えます。

1枚めくっていただいて、今回、今までの5本柱の方向性を生かしつつ、〇〇づくりという書き方だけではなく、何を指す基本目標かというのをより分かりやすく、行動で表すために動詞型の補足の言葉もつけさせていただきました。

「意識づくり、認め合う」多様性を認め、支え合う心を育てます。つまりは福祉教育のことです。右側に取組の視点というのがありまして、多世代に対して福祉の大切さを伝える。自分の地域や身の回りにある課題を自分たちで見つけ行動する力をつける。

続いて「仕組みづくり、届ける」支援が必要な人に適切な支援を届けます。これはつまり個別支援のことを指します。悩みや困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できる仕組みをつくる。地域住民の複雑・多様化する複合的な問題に対応する他業種・多職種との支援体制を構築する。「場所づくり、参加する」考え、学び合い、参加できる地域をつくります。これは活発な地域活動を指します。地域に住む人たちが世代を超えてつながり、話し合う場をつくる。社会参加の場を増やし、誰もが活躍できる福祉活動を展開する。つづけて「人づくり、育てる」様々な世代の地域の担い手を増やし、活動を支援します。つまり担い手の確保です。誰もが地域の活動に関わることのできる仕組みをつくる。地域にある様々な社会資源を発掘し、活用する。

最後に「つながりづくり、持続させる」人と人とお互いにつながり、支え合える仕組みを持続させます。多様な主体の連携と継続。地域に住む人たちが主体となった支え合い活動を推進する。地区社協を基盤として、地域にある多様な団体とつながり、活動をとおしてそれぞれの役割を活かす。地域活動と専門的支援の連携を強め、災害にも強い地域ネットワークをつくり、切れ目のない適切な支援を提供する。

というような5本柱に対しての取組の視点という形で骨子案といたしました。

続いてめくっていただくと、A3の細かい字のものがあると思いますが、こちらがさらに市民の方に今の骨子のことについて、より分かりやすく説明するために文章化したものになります。

内容としては、先ほど読み上げたものと同じになっているんですけども、右側に緑色の字で地域福祉に関する普及啓発ですとか、福祉教育の推進ですとか、生活困窮者支援・権利擁護などといった具体的な事業が思い浮かぶような形で代表的なものを載せさせていただいています。

これは全部読むと長いので、目を通していただきまして、中身を御意見いただけたらと思いますが、基本目標の整理として、市社協の担当の方と協議を重ねて、このような形でまとめまして、基本この定義の仕方をベースにして、肉づけをしていく形で計画の中身ができていくイメージです。文章ですとか、言葉の言い回しでこっちのほうがイメージが伝わるですとか、ここの意味が伝わりにくいとか、御意見ございましたら、修正案等を御提案いただければと思います。

めくっていただいて図になっております。これは、今説明しました5つの基本目標の関連性を図にしたものになります。下に仕組みづくりがありますが、仕組みづくりがやはり核となって、基盤となって土台となり、その上を固めるのが意識づくり。そこからエネルギーが出ておりまして、中央の球体、ボールが飛び跳ねて、上の実現に向けて上昇していくイメージで作成しました。球体の中身である場所づくり、人づくり、つながりづくりについては、相互に連携し、循環しあいながら弾んでいくというようなイメージ図になっていきます。

図の中に空欄になっている四角があると思うんですけども、これは、先ほど御説明した5つの柱の動詞から連想するピクトグラムのような絵を挿入するイメージです。それをアイコンのような形にしまして、計画の本文中ですとか、図の中の説明にも使用して、誰にとっても一目で分かりやすい計画の説明になればと思っております。

基本理念の案については、前回の会議の場で提案させていただいたものから、修正は特にしておりません。誰もがここで暮らしたいと思う地域づくりを目指してという形に、現状「案」で考えております。

サブタイトル副題が想定されておりますけれども、現在幾つか候補が検討中で

して、それについては、計画骨子が出来上がっていく段階で、より具体的になってくる部分かと思しますので、本日は説明いたしません、今後皆様からの御意見等を反映させて固めていくということでもあります。

最後に1-6のスケジュールについて御覧ください。

黄色の枠で囲っている専門分科会が今回になりますが、御覧のとおり1回目、本日は9月頃と1月頃の3回を予定しております。年度末に計画の冊子を作成する予定ですので、それに向けて、中身を詰めていくこととなりますが、12月冬頃に計画案という形で、ある程度、形になったものをパブリックコメントをとって、市民の方々から御意見を伺って、その内容を最後に反映させていただくつもりであります。

本日は、別で1枚ぺらで配らせていただきました、つながるシートについてです。こちらは、市社協のほうと協議の中で提案していただいたものになりまして、これまでの計画というのが、冊子にして、皆さんに配付してというところで終わりだったんですけれども、計画が市民一人一人にとってどういうものなのか。自分が何ができるかということを考えていただいて、行動に移していただくために、計画×〇〇と言うような形で、このシートを使ってできることを考えていただきたいなと思っております。

まだ案の段階ですので、ちょっと細かいところは、これから修正が入るかと思えますけれども、計画の冊子のページの中に挟み込むような形で活用できたらなと思っております。

計画についての説明は以上になります。御意見等よろしく申し上げます。

○江原会長 ありがとうございます。大変ボリュームのあるところをかいつまんで説明していただきましたが、これについて、皆さんのほうから質問、御意見等ございませんでしょうか。

○亀澤委員 民生委員の亀澤です。よろしく申し上げます。資料1-4なんですけれど、すみません、素人的な質問ばかりで申し訳ないんですけれども。一番下の困りごとの相談先ということで、私は民生児童委員なんですけど、このグラフを見ますと見えないぐらい少ないですね。それで、これは市民アンケートで取った。市民アンケートはどのような方法でグラフを出したのかということ。それと左の0、50、100って、縦に数字がありますけど。これはパーセントなんですか。ということと、もう一つだけ続けちゃいますと、民生児童委員の左に民間相談機関というのがありますけれど、これはどのようなものなのでしょう。以上です。

○事務局 お答えさせていただきます。グラフの表記が省略されていて申し訳ないですが、これは縦軸がパーセントになっております。8年前、2013年も2021年も3,000人の市民の方を無作為抽出させていただいて、郵送でお送りしました市民アンケートの結果となっております。有効回答数が令和3年度で1,162件となっておりますので、40%ぐらいの回答率となっております。

ます。民間相談機関というのが、こちらにも具体的には想定は、特に記載していただくものではないんですけれども。市社協さんとか、障害者の相談機関以外の方に相談先というようなイメージなんです。具体的に市民の方から例を挙げていただいているわけじゃなくて、こちらにも分かりかねる部分ではあるんですが。よろしいでしょうか。

○亀澤委員 私たち、民生委員は一応、キャッチフレーズという変なんですけど、皆さんが一番身近な相談相手ということで活動しているんですけど。その中で家族とか友人、知人、親戚が隣近所。これがまさしく普通の皆さんには、身近な相談相手かなと思います。これが多いんですよ。「民生委員も身近な相談相手です。ぜひ相談してください」と言ってるんですけど、非常にパーセントが少なく、ちょっとショックを受けているような状態です。反省材料かなと思って、非常に参考になりました。ありがとうございました。

○江原会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○天野委員 先ほど、イメージ図でしょうかね。1-5の一番最後の基本理念ということで、デザイン化していただいたので、多分、見やすくするよということでお話があったんですけども。お話を聞くとイメージがつくんですけど、パッと見たときに、上で球体が跳ねているというイメージに、最初にこれを見たときに見えなくて、それが循環しているっていう風に、なかなか見えなかったの。もうちょっと分かりやすい見方がないかなと思っているんですけど。代替案はないんですけども、ちょっと分かりにくかったなというところで意見をさせていただきます。以上です。

○事務局 ありがとうございます。図なので、見やすく言葉で説明しなくても、見て分かるようなものが本当は適切だと思うんですけども。ちょっと画力の限界でこうなってしまうと、もし冊子にする際には、業者のデザインとかも入れまして、もう少し具体的にイメージがわきやすいような図にできたらなと現在考えております。御意見ありがとうございます。

○江原会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○深澤委員 民生委員さんとか、児童委員さんに、なかなか声が届かないよというお話だったんですが、例えば民生委員さんとかは、お名前は分かって電話先を教えてくださいとか、地域にもよるんですが、それは理由もあると思うのですが。なかなかたどり着かないという部分が現実的にはあるなというのがあるので、そういうところは、どんなふうなものでしょうね。と思います。

○事務局 事務局のほうから答えさせていただくとすれば、今、個人情報等の関係もあって、お電話等で問い合わせがあったときに、直接民生委員さんのお名前ですとか、お電話番号はお伝えはしていないんですけども。例えば、こういう困りごとがあったということでお電話をいただければ、その地区の民生委員さんのほうに役所のほうから連絡を取りまして、こういった方が地域にいらっしゃるよなんだけれども、御連絡先を教えてもいいですかとか。「民生委員さんのほう

から御連絡していただませんか」というふうに、逆におつなぎできるような形で民生委員さんに伝えているような状況です。

ちょっと資料の中で説明は割愛させていただいたんですけども。先ほどの図、丸の球体の図の次のページに、「地域に民生委員、児童委員がいることは御存じですか」というようなグラフをつけさせていただいてまして。こちらが一応、年齢別のクロス集計の結果になってまして、やはり若い世代は、なかなか民生委員さんがいることですか、何をされているか知らないという状況ですけども、年齢が上がるにつれて、水色の割合が増えておりまして、いらっしゃることも知っているし、何をされているかも知っているよ、という形で高齢の方にとっては、相談しやすいお立場の方だと言うことは、アンケート結果からも出ております。

なかなか民生委員さんの負担も増えている中で、全ての問題を民生委員さんが引き受けるのも大変かと思えますけれども、せっかく地域にいらっしゃる方々なので、ぜひともおつなぎさせていただいて、そこからまた行政の支援サービスですか、地域包括につないだりということをやっただけならばなと思っております。すみません。お答えにはなっておりませんが、ありがとうございます。

○江原会長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

○古井委員 先ほど亀澤委員から質問があった資料1-4なんですが、日常生活の悩みや困りごとの相談先が分からない。家族や友人知人には相談できるけれども、公的な機関になかなかつながらないというところの課題を整理していただいているのかなと思いました。

一番下、青いところの3つ目の支援機関や地域とつながることができない人、こういう方がいるということ認識した上で、孤立させないという、この課題を重点的に取り組むということは、とても大切だと思いますので、今後、具体的に施策として何ができるかということを検討していく必要があるかと思えます。

それと、もう一つ、細かいところなんですが、資料1-6がスケジュールになっている。その前のページに市社協の作業部会資料というのが参考についておりまして、この中の2-(2)相談支援のところ右側2つのポツで、つながる手だてのない人の支援という表現と、支援拒否者への支援、まさに先ほどのところが具体的につながる手だてがない人がいること。それから、支援拒否者への支援ということが具体的に出ているので、そういったところが大事な課題になってくると思われそうですが一点、支援拒否者という言葉が、個人的に表現としてどうかと思って。多分、拒否しているわけではなく、自ら助けを求めているだけじゃないかなと思って。自ら助けを求めない人とか、求められない人とか、そのような表現の方がいいかなという感じがします。

そういったときに、求めがないから、つながらないだけで、もう少し積極的に相



談機関だとか、出向いていたり、あるいは周りの方が気づいていたら、どうやってその関わりを持っていったところが課題になってくるかと思えますので、その点も今後の計画の中で具体的に反映できたらいいんじゃないかなというところで意見を添えたいと思います。

○江原会長 ありがとうございます。

○滝委員 滝と申します。事業評価の事業一つ一つについては、今回は対象にはなっていないとは思いますが、一点、70番の養育支援訪問事業、こちらC評価になっているものなんですけれども、事業目標が23世帯で訪問世帯数が15世帯とあります。この事業が本当に、妊娠・出産期の女性にとっては、セーフティネットになるような事業だと思うんですね。一人でなかなか育てられないという方を専門家が伴走するというふうな。家庭の中で伴走するという事業です。このC評価に対して、前の6ページの中では、ナンバー70の事業は令和2年度実績でもCであり、目標設定と実際のニーズ把握に差があったとも考えられるとありますが、この事業は対象の方が子育てに困難を感じている方が、自ら助けを求めて、その対象になるものではないと思うんですね。多分、保健師だったり、いろんな方々から、この家庭は要支援だということが判断の基に保護の対象になるという事業だと思うんですけども。

その中で、静岡市こんなに広いのに年間訪問世帯数が15世帯、もっと予算もあるのにこれだけになったということは、すなわちセーフティネットとして、きちんと機能しているのかなというのが、とても気になります。どういう形で対象の家庭になるかという判断をどなたがどのようにしているのかというのが、この中では分からないんですけども、そのハードルが高過ぎないか。あるいは、いろいろなセーフティネットの網が荒すぎるのではないか。

例えば保健師さんだけが、そのあたりを認定をしているのであれば、いろいろな相談機関ですとか、専門家、助産師さんですとか、小児科医ですとか、いろいろなその時期の母子に関わる専門家はたくさんいるので、その中でもうちょっと必要な方のところに届くような事業になってほしいなと思いますし。それを実際のニーズ把握に差があったという記述なので、ニーズがなかったというふうにとれるような記述になっているのがとても気になりました。コロナ禍で、とても支援が必要だなという家庭が実際には声が挙がっていないけれども、たくさん出てきているのではないかという専門家の御意見がたくさんありますので、そのあたり事業に対して、いろいろな形で専門家が連携を取って、少しでもセーフティネットの目が細くなるように望みます。

○事務局 御意見ありがとうございます。ニーズと目標がマッチしていないという書き方をしてしまって誤解を招いてしまったかもしれないんですけども。これが一応、数値目標を立てることになっていて、こちらの数値の見込みと実情があつていなかったという意味で書かせていただいたんですが。

昨年度もC事業だったものですから、事業担当課のほうに事情を聞いておりま

して、療育支援相談事業なんですけれども、やはり希望者が使うというのではなくて、保健福祉センターですとか、子育て支援課のほうから、この家庭が必要であると判断されたケースというのが挙がってくるということで、そこから関係部署で集まって、この方にどういうフォローをするのかという検討がなされるそうです。その検討の結果、この事業でなくて、類似の子育て支援ヘルパーさんの派遣などを使って、対応できそうなケースについては、それを使うなどして、ほかの事業でフォローしたりもしているということでした。実際にやっている課のほうにも、今いただいた御意見をお伝えさせていただいて、また見直すべきところがありましたら、させていただくようにお伝えさせていただくつもりです。ありがとうございます。

○江原会長 ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

○増田委員 資料を読ませていただきまして、後期事業の調査表を読んだときに、一つ気になったことは、定量評価ばかりなんです。定性評価のどこにも記述がないんです。いわゆる、分類論の計画であれば十分に定量でもそこそこ説得力があるんですけれども。この定性評価なしの定量だけという、これは少し見直す必要があるかなと。第3次は、この形式なんですけど、第4次はそれで出されるというのは、少し。先ほど宮崎さんは、評価の見直しをしますとおっしゃいましたので、そのあたりも評価の在り方、地域福祉計画らしい評価の御検討をくださるだろうということを期待申し上げたいと思っております。

その上で、今度の新しい第4次の計画に際しては、本当に御熱心に調査分析をされたという経緯を知っておりますので、その点については敬意を表したいと思えます。

ただ、先ほどありましたように、第3次の振り返り、困りごとの相談先といったことは、民生委員さんを否定しているわけじゃないんですけど、困りごとと言われたときに、市民からしたら、民生委員さんに言うほどではない。専門機関に言うほどでもない。あるいは生活の困りごとを誰に相談するかというイメージだと思いますので、もう少し深刻な生活の困難さということになれば、民生委員さんや、専門機関が登場してくるだろうと思うんですけどね。質問の仕方によっては、市民がどのようなレベルで困りごとを捉えているかということに、ここが想定されないと正確な分析にはならないと思いました。余計なことですが。

さてそれで、次回の場合はロードマップが示されるだろうと思っております。この4年間のロードマップですね。検討されていくべきだと思いますけれども。例えば、図の話題が先ほど出ておりましたが、仕組みづくりが下にあって、意識づくりが上にあって、それでいいのかということですね。こういうポンチ絵といいまじょうか、ある意味では、市のポリシーがこの中に一つ形づくられていることになりそうです。果たして一番下の基盤は仕組みづくりなのか。その上に意識がくるのかとなったのは、どこかでしっかり説明ができないと、多分、

絵そのものがポンチ絵そのものが説得力を持たないだろうと思います。

例えば重層的支援、包括的支援という言葉があったときに、市民にはそれは、なかなか通用しません。ただ重層的支援が担っているのは、一人の当事者、御家族が決して市民として見逃されないといいましょうか、ネットワークの中で支え合っているシステムにしましょう、というような重層的なことの大きいものだと思うんですけど。それは、この中でどうやって説明できるのかというイメージをどこかで描かないと。あるいは、包括的な支援もそうなんです。地域を包括的に捉えてみましょう。そういうものをどこかに捉えていかないと、この5つの何なにづくりに捉われて、逆に施策全体の仕組みがうまく説明できていない。ということが起こりうるんだろうなと思うんですね。だから、上の3つが球のようにというのは、一つのイメージでしょうけど、この3つがうまく球のように湾曲して、そこで何が実現できるだろうかという、それを思ったんですね。見えてきて初めて説得力を持って、お伝えできる。説明できると思うんですね。このあたりが実はポンチ絵を描く難しきで一つの1枚のペーパーで市民にわかっていただく。人、施策全体が見えてくるように、いろんなものを組み合わせをそこでしていかなきゃいけないので。シンプルがベストとは限らなくて、どういうふうに描いていくのかというのが、これから検討されていかなきゃいけないのかなと思っています。

いろいろとまだ、お話をしなきゃいけないことがあるんですけど、例えばつながるシートを使用するというのは、定量的な評価ではない、定性的な評価の中の市民や関係者の声をきちっと拾っていきましょうという試みですよ。ですから、それもまた、これからつながるシートが出てきた様々な意見や要望や期待というものをこういうふうに盛り込んでいく。あるいは課題整理をしていく。この議論の見通しと考えたら、つくりましたよ。やりましたよ、だけど、それはどうやってこれから生かしていくんだと言われたのが、大切になってくるかなと思います。思いつくままに幾つか申し上げました。ぜひそのあたりも検討しながら進めていただけたらと思います。

最後にもう一言だけ、SDGsが全く出てきませんが、静岡市さんは大丈夫ですか。標榜なさっているのですね。頑張りなさっているのでSDGsは。どこかで接点をもたしたほうが必要ではないでしょうか。以上です。

○事務局

ありがとうございます。ポンチ絵については、もう少し改良させていただいて、なぜその絵になるのかという説明もきちっとできるように用意していきたいと思っています。

SDGsについても、おっしゃるとおりで、静岡市は宣言を上げておまして、ハブ都市にもなっているので、必ず絡めていかなければいけないと思っています。誰一人、取り残さないというところがまさに地域福祉の地域共生社会というところにも通じると思いますので、冊子の中で、リンクさせるような形で表現できたらなと思っています。御意見ありがとうございます。

○若月委員 今、優しく、辛辣に、かつ厳しく御指摘アドバイスをいただいたので、私は逆に市民委員として一つだけ。

私の住んでるマンションというか、同じ建物の中で92歳の男性と82歳の女性、御夫婦ですよ。住んでいらしたんですけど、先日、お風呂から出てきて、奥様の背中をさすってあげていたら、そのまま亡くなってしまいました。82歳でした。92歳の御主人がそのまま残ってしまって、右往左往していました。そのときに、私がたまたま通りかかって、思い浮かんだ、どこかいいところ、誰かいないかなと思ったら、そう言えば、何とかセンターって各地にあるよねというのをここで覚えて、結果的に城東にそういうのがあるというのが分かったんですけど、それが分からなくて「さあ、どうしよう」というときに、これは市役所に聞くしかないなというので、私の電話番号の中に、ここの福祉総務課の電話番号があつて、どなたか分からない。分からないから、そこに電話して、実はこういうことがあったので、今この場に対応できるような機関の方から、この男性にお電話を差し上げてくれないかと、どなたかがきつとお受けいただいたと思うんです。そうしましたら、その後、92歳の男性のところに、しかるべくところから、ちゃんと電話が入って、何がどう困っていらっしゃるかということをお聞きして、その後は、皆さんにお任せして私はタッチしてないんですけども。即座に対応してくださったようで、お葬式の前にも、そういう電話がいったということだったので、ちゃんとやっていらっしゃるようですので、そういう意味でいうと、市も捨てたもんじゃないなと思って。110番の代わりに市の福祉総務課に電話をしてしまいました。どなたかが、しかるべくところに連絡を取って、その方のところに連絡がいったという意味においては、こういうつながりが、そういうところにあるんだなと。

私がたまたまここに参加させていただいているので、福祉総務課の電話番号も分かっているんだけど、分からない方は、「さあ、どこにかけたらいいんだろう。どうすればいいんだろう」とかといって、民生委員さんという単語が分からない人もいます。何とか何とか110番というのがあれば一番いいのかもしれませんが。そんなようなことを今、思い浮かびました。市民委員の単なる独り言でございました。失礼いたしました。

○江原会長 ありがとうございます。それでは、ほかにないようですので、この第3次の評価と第4次の計画策定については、これでよろしいでしょうか。今後、これに基づいて進めていくということで、今御意見が出ましたので、意見をさらに検討しながら、進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。それでは、続きまして報告事項にまいります。成年後見制度利用促進計画について事務局から説明をお願いします。

## [報告事項]①成年後見制度利用促進計画について

○事務局 福祉総務課の塩谷と申します。よろしくお願いたします。座って失礼します。私のほうから成年後見制度利用促進計画について、お話をさせていただきます。まず資料2を御覧ください。こちらは、国のほうから示されている成年後見制度利用促進基本計画というものの概要になります。今日は、お時間が限られてますので、内容を抜粋して、お話をさせていただきます。

国のほうで昨年度が第1期の計画の最終年度であったため、第2期の計画の検討をして、今年の3月に閣議決定されたところです。その中で示されているものとして、こちらの2ページ目を御覧ください。

基本的な考え方ということで、以下の3つが挙げられていました。内容としては、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進するということと、制度の運用改善等を行うことで、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指す。

もう一つが、福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要なときに、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。という3つが示されました。

こちらの基本的な考え方を基に、国のほうで大きく3つの計画的に講ずべく施策ということで大きく3つのものが挙げられています。こちらが3ページ目からの内容になります。

まず一つ目が成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実というものになります。こちらは、民法改正に向けた中長期的な計画を含め、成年後見制度に限らず、総合的な権利擁護支援策を充実させていきたいと思いますというものになります。

2つ目が尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等というものになります。こちらについては、いろいろとその下に記載はあるんですけども、意思決定支援だったり、家庭裁判所との連携などによって、本人さんが尊厳のある生活を継続できるように成年後見制度を活用していきましょうということになります。

3つ目、次のページ4ページ目に移りまして、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりというものになります。地域連携ネットワークづくりというのは、恐らく権利擁護支援に限った話ではないですが、本人さんがちゃんと地域社会の中に参画していけるように包括的だったり、多層的なネットワークをつくっていきましょう、というものになっています。

また5ページのほうで、このネットワークづくりをする際の視点ということで、権利擁護支援を始める前の時期、また申立てから後見人の選任までの時期、そして成年後見制度を開始した後という、3つの場面に分けて、それぞれ必要な取組をしていきたいと思いますということが示されています。

こちらの国の計画を基に、静岡市でも今年度が第1期の計画の最終年度になるものですから、第2期の計画を策定しているところであります。こちらの内容が次の資料ですね。3-1に移りますが、こちらで概要をお話させていただきます。

計画策定の趣旨ですが、権利擁護支援を必要とする方の増加が見込まれる中で、その方々が尊厳のある本人らしい生活を継続できる体制を整備し、本人の地域社会への参加を実現するために、計画を策定するというものになります。

計画期間なんですけれども、今現在、成年後見制度利用促進計画については、先ほど審議をしていただきました地域福祉基本計画の関連計画という位置づけではあったんですが、今回の第2期から、地域福祉基本計画の中に内包させていただくということで、計画期間についても、同じ8年間とさせていただきます。

しかし国の計画自体は、少し図の上にありますように、26年度までの5年計画になっておりまして、そちらの静岡市の計画の途中で、そこが切り替わるような形になってきますので、そういった時期ですとか、それ以外の民法改正等もあるかもしれないので、そういったところを踏まえて、必要に応じて修正を行っていく予定です。

続いて3番、ほかの計画との関係については、今申し上げましたように、地域福祉基本計画の中に内包をして、そのうちの重点取組のような位置づけで策定することになるのではないかと今の現段階で考えております。

次のページにいきまして、策定のスケジュールにつきましては、基本的にこちらの地域福祉専門分科会の流れと同じように、成年後見のほうでも利用促進協議会というものを持っておりますので、そちらの場でも議論を行いつつ、こちらでも情報を共有させていただくという形になると思います。

続いて5番の計画の内容については、次の資料3-2のほうに簡単に図にまとめたものがございますので、そちらを御覧ください。

大元にありますのが、先ほども申し上げました地域福祉基本計画となります。そのうちの成年後見制度利用促進に関する部分を法律上で定められている市区町村が定める基本的な計画というものに位置づける予定です。

基本施策につきましては、先ほど少し簡単に説明をした国の計画をいかして、そこに向けて取組を行っていくということで3つの施策を挙げさせてもらっています。

そちらを実現するために何が必要かというところが、下の取組の欄になります。左側ですね、重点的な取組として何を行うかというところで、まずは意思決定支援の充実というところを考えています。御本人様にとって何がベストかというところを考えていくというのが、権利擁護支援の一番の基本になるところだと思いますので、その内容として研修を実施するだとか、静岡市のほうでも市民後見人の養成というものも行っておりますので、その中で意思決定支援、市

民後見人の候補者になった方にも、市民後見人の活動はもちろんなんですけれども、それ以外にも意思決定支援などへの参画をしていけたらいいと考えております。

後は、任意後見制度というものが、御自身の判断能力が落ちる前から、御自身の意思を決定しておくようなことができるようなものになるものですから、そういったところをもっと普及ですとか、啓発していけたらと考えております。

その下の受任者調整機能の強化という部分につきましては、今年度から受任者調整会議という機会を設けさせていただいております。後見人さんと御本人様のミスマッチが起こらないようにという取組をさせてもらっていますので、そちらを継続的に行っていけたらと考えております。

重点的な取組の2つ目として、多様な担い手の養成というものを挙げさせていただきました。こちらについては、市民後見人の養成の継続だったり、受任ルートというものが、今現在は限られてしまっているのです、市民後見人の候補者の方々が活躍できるように受任のルートを拡大するというのも考えています。後は、法人後見の担い手が静岡市は少ないものですから、こちらについても養成していけたらと考えております。

先日、協議会を行わせていただきまして、その中で少し御意見があったこととしては、その多様な担い手の養成というところが、今記載があるもの、既存のものではないかという御意見があったものですから、ほかの業種の参画など、そういったところも含めて、今後もう少し細かな取組を考えていきたいと考えています。

右側のその他の必要な取組については、今現在まだ検討中のものではあるんですけども、現在も行っているものを継続して行っていくというところが中心になっています。

こちらの内容を盛り込んだ計画をつくりたいと考えておりますので、一応骨子案として資料4をつけさせてもらっているのですが、ただ先ほどから申し上げますとおり、地域福祉基本計画の中に内包するものですから、基本理念だったり、基本目標というものが、こちらと共通のものになります。

下に書いてある内容につきましても、どこのページに書かれるかというのは、全体とのバランスもありますので、全てが一括して載るというわけではないかと考えております。

その後、参考資料につきましては、静岡市の最近の状況というか、後見制度の利用状況だったり、その他関連するような数値が載っていますので、また御覧いただければと思います。説明は以上です。

○江原会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について御質問等、御意見等ございますでしょうか。

○増田委員 古井先生がいらっしゃるのです、私が出る幕じゃないんですが、一言だけ。市民後見人の養成が県内各市町で、どうも苦戦しています。この原因は何かと考えると

いです。と同時にどうして、成年後見人制度に関しては、リーガルアドボカシーばかりが議論されて、シチズンアドボカシーつまり、こうした権利擁護がきちんと市民目線でしっかりと支えられているか、見守られているかという、すそ野を広げていくということが全くなされていません。ヨーロッパの国々は、それがあってしっかりとリーガルのほうが、つまり法的のシステムのほうが正常に動くんです。専門家に任せてしまって、それがうまくいくなんで絶対にありません。それは医療や、ほかの領域と同じことです。リーガルだって、いつだって正しい判断がなされているとは限らない。だけでも市民目線でしっかり見守り支えていくことがあれば、それは養成するといいたいでしょうか。多様な担い手の養成のイメージがわいてないんだと思います。ですから、市民後見人というのは、まさに中途半端な位置づけにある。だからこそ育たない。一方でリーガルばかりが強調されていくので、本当に市民のようにならないですね。成年後見が権利擁護になっているとはだれも実感していません。地域福祉計画で調査をすると、このぐらい、成年後見の質問に対して、ほとんど反応がありません。それだけに、どこかにそこに課題があるんだと思いますね。今の御説明の全てがとは言いませんが、多くがリーガルアドボカシーの説明ばかりです。制度の説明になってる。これは、市民の暮らしにとってどうなのかという説明になってないのではないかな。これは僕の感想なので申し訳ない。質問ではありません。いつもこの問題は、意思決定支援に随分関わってきているものから、その辺の印象をいつももっています。

○古井委員 的確に先生からのお話がありました。成年後見制度利用促進基本計画についても第1期については、適切な利用につなげる。法律的な支援が必要な人を適切につなげようというところに主眼が置かれていて、なかなか市民後見人の養成ということは、言葉では言っても定着がされてないという課題を指摘されていると思います。第2期、国も地域共生社会の実現というところを掲げておりますけれども、そこに向けた具体的な取組は、自治体、市、町に任されているので、その辺を具体的に計画で書き込むときに、成年後見制度利用促進基本計画では、やはり一制度のことしか書ききれないのかなという印象を持っています。先週の協議会の中でも申し上げたのですが、参考資料の2ページのところです。日常生活自立支援事業、これは市社協さんが20年以上取り組んでくる中で、相談件数新規契約件数がこの1、2年でかなり多くなっている。この資料にはないんですけども、成年後見支援センターが設置されたことで、相談件数、成年後見の相談件数が1.3倍に増えているという形がありまして、増田先生のご指摘のように成年後見というのが地域からしたら、法律ということだけじゃなしに、生活に困っている方がどうつながるかという話もあると思いますので、基本的に相談の中身としては、確かに法律的なことも含むんですが、中には福祉的な課題があったり、困難さを抱えている、その中で成年後見制度を使うということには至らないけれども、日常生活自立支援事業を使いたいと



いう方が、これだけ急増している状況がある。そこは、啓発、相談機関を充実させてきた市の取組であるかと思えます。

ただ、そういった方々のニーズに応え切れてないということも先日、お話がありました。具体的に申し上げますと、日常生活自立支援事業を希望していても、3か月ぐらい御利用が難しいと。そういう体制の中で、せつかくこういう権利擁護支援が必要だという方が発見されても、総合的な体制というところで、なかなか課題を残しているんじゃないかと。こんなときに、市民後見人の養成というところは進んでいても、その方々がなかなか活躍する場が見つからないということもあると思いますので、成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度だけというよりは、権利擁護支援というところに、少しシフトしていったるので、そこにこちらの基本計画を拡大していくのか、あるいは地域福祉計画の中で、その視点も含めて、さらに広げていくところがいいと。この専門分科会の中でも議論していただけたらと思います。私からは以上です。

○江原会長 御意見ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○深澤委員 資料3-1の計画策定の趣旨で、それは国のほうが言ってることなのかもしれませんが、本人の地域社会への参加を実現するために成年後見制度の利用促進に関する施策について、計画を策定すると。実際に認知症の方が成年後見を受けた場合に、地域参加するということが、これは理想であって、なかなか具体的にどういうものなのか、今の古井先生のお話と同じようで、もちろん理念が大切なんですけど、具体的なものがないなど。それは、実際に地域社会に参加というのは、私の知っている人も成年後見を受けていらっしゃるけれど、今はお家に住めないから、施設に入っている。その中で、お庭がぼさぼさになっちゃった。でもそれを切るには、どうしようということ、成年後見の方に聞いても、はい、わかりましたってなかなか、お庭がきれいにならない。「もうどうしよう」と。具体的にそういうことがあって、成年後見、成年後見人て何をしてくれるのかなど。お金がすごくかかるわけです。見積りを取ったら40万ぐらいかかる。だから、ちょっと……。どんどん木は成長するから、雑草も出る。どんどん高くなるのにどうするのかなどと思って、近所の人も心配していらっしゃるんですが。

「成年後見人て何をやる人なんですか」って、前も質問している気がするけど、理想論がいっぱいあって、具体的な感じが見えない。それでも後見人は養成しましょうというのが、現実とあってないような気がして。申し訳ない。国の政策だから、しょうがないのかもしれないけど、何か現実違うなという思いが、いつもあります。

○江原会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

いろいろと御意見をいただきましたので、これを踏まえた上で今後の計画づくりに活かしていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、報告事項、次の重層的支援体制整備事業への移行準備事業とさらに個

別避難計画の説明について一括でお願いしたいと思います。

[報告事項]②重層的支援体制整備事業への移行準備事業について

③避難行動要支援者の個別避難計画作成モデル事業について

○事務局 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の説明ということで、資料5を用いて説明をさせていただこうと思います。福祉総務課の木村と申します。座って失礼いたします。

資料5なんですけれども、1ページと2ページにつきましては、昨年度の分科会でも皆様に御提示をさせていただきまして、御説明をさせていただいた内容になりますので、簡単に説明をさせていただければと思います。

重層的支援体制整備事業なんですけれども、地域共生社会を目指す先としまして、平成29年の社会福祉法改正というところが契機という形になっております。

平成29年度の社会福祉法改正では、地域共生社会の実現に向けた地域づくり、包括的な支援体制の整備に努めるということで、市町村がそういった体制づくりに努める旨が規定されたというところから始まっております。

平成29年度から令和2年度モデル事業を行いまして、モデル事業のほうで見た課題ということで、従来の制度、高齢・障害・子供だったりとか、縦割りの補助金というものが基本になって、行政の施策だったり、サービスだったり整えられていったわけなんですけれども。そういった縦割りを基とした相談支援機関だと制度のはざまがどうしても発生してしまうということで、従来の制度では解決できないニーズが存在しているのではないかとということが顕在化したと言われております。

ここから国の検討ということで、断らない包括的な支援体制整備に向けて、支援を一体的に実施する事業というものを創設する必要があるということで立ち上がったのが、令和2年の社会福祉法改正で規定されました重層的支援体制整備事業というものになります。

重層的支援体制整備事業というものが何なのかというところなんですけれども、そちらの左下の部分ですね、オレンジの色で書いてあります①から⑤の事業をそれぞれ一体的に実施することで重層的支援体制整備という形が認められるといたら、言い方があれなんですけれども、重層的支援体制整備事業がされているという形になります。

①から⑤の事業については、次のページで説明しようかなと思っているんですけども、何が大きく変わったかという、もう一点なんですけれども、重層的支援体制整備事業の交付金というものが創設されまして、これまでは縦割りの制度ごとに補助金が交付されていたんですけども、そちらの補助金が一本の交付金として交付されることで、制度の垣根を超えたような支援が可能になっていくという形で、少し国の設計も変わったという形になっております。

重層的支援体制整備事業の具体的な説明が2ページになります。支援のフローイ

メージということで作らせていただいた図になります。それぞれ①から⑤が  
どういうものなのかというところが枠ごとに書いてあるんですけども、幾つ  
かの課題を持たれた家庭というのも左上のほうに、「仮に」という形で書かせ  
ていただいた家庭がありまして。

まずは、そういったところで困った家庭の方たちが相談に行かれる先が、もう  
既に幾つかあるような先なんですけれども、相談支援というところで、縦割り  
ということで分野を超えて、なかなか相談を受け付けられなかったというよ  
うな形で断ってしまっていた相談だったりとかも、包括的に何でも受け止める  
という体制をまずは、相談支援のところでつくっていきましょうということにな  
っております。

相談支援の中で受け止めて、各機関の連携だったりとかで解決していく課題とい  
うものは、今まで提供されているサービスだったりとかで解決していくという、  
従来のやり方というのは変わりはないんですけども、その中で、より多くの  
機関との連携が必要だなというところだったり、なかなか連携がうまくいっ  
てなくて、困りごとが解決していかないといった事業に関しましては、真ん中の  
他機関協働の事業にあがってくるというようなイメージ図になっております。  
課題が複合化した事例だったりとかについて、関係者や関係機関の役割を整理し  
たり、支援の方向性を示すということで、重層的支援会議というものが開催で  
きるという規定になっております。

そちらの重層的支援会議において、支援プランが作成され、その支援プランに基  
づいて、その家庭の支援がされるという中身になっております。

新しく創設された事業としましては、右上の参加支援、左下のアウトリーチ等  
を通じた継続的支援事業というものになるんですけども、それぞれどういった  
事業内容かといいますと、重層的支援会議の中で支援プランを作成すると、先  
ほど御説明をしたんですけども、支援プランの作成の中で、こういった事業  
を必要だと思う家庭には、そういった事業ができるよということで作られ  
たものになるんですが、右上の参加支援の部分なんですけれども、地域の資源  
だったりとか、そういったところにマッチングしていくというようなイメージ  
の事業になります。ただ既存の支援メニューだったりとかでは、なかなかそ  
の方にうまくはまるようなメニューがないという場合は、既存の社会資源の拡充  
だったりとか、支援メニューの創設というものを行う形で、その方の支援をし  
ていくというものが参加支援になります。

左下のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業というものなんですけれども、  
「とにかくつながれるように」という言葉を書かせていただいているんですけ  
れども、なかなか信頼関係構築までに時間を要する方ですとか、そういう方  
たちに対して、継続的につながり続ける支援というものを行うといったよ  
うな事業になります。

右下の地域づくりに向けた支援というところなんですけれども、これは地域の社

会資源だったりとかを生み出していくような事業になってはくるんですが、世代を超えて交流できる場の整備だったりとか、地域の中でいろいろな方がつながれるような場づくりというものをしていく、土壌を築いていくというようなところで、こういったいろいろな今、支援の説明をさせていただきましたけれども、こういったそれぞれの支援が重なりあうことで、こういった方でも取り残されないとか、はざまに落ちないように支援を続けていくというような形が重層的支援体制整備事業が目指しているところになるかと思えます。

その重層的支援体制整備事業を実施するために、移行準備事業というものを国のほうも合わせて創設をしております、移行準備事業で整えた上で、重層的支援体制整備事業を実施していくという流れになっております。

静岡市としましても、令和3年の4月から移行準備事業のほうを始めておりまして、3ページのほうが昨年度の取組状況ということをもとめさせていただいた図になります。

移行準備事業の中に庁内連携体制の構築等の取組というものが入っておりますが、静岡市は月に一回程度、庁内連携会議というものを開催いたしまして、昨年度、現在の状況だったりとかの整理をさせていただいた形になっております。

それぞれ①から④までということでやらせていただいた内容を書かせていただいております。細かく全てを説明するということが、時間の関係上、難しいものですから、少し割愛させていただく部分もありますが、現在、重層的支援体制整備事業に関連する事業の整理だったりとか、各機関がそれぞれほかの機関とどのくらい連携が取れていると感じているのかという部分の整理だったり、後はそもそも既に設置されている会議だったりとかは、こういったものがあって、こういった役割で、その会議が運営されているのかという整理をさせていただいたほか、相談支援機関へのヒアリングというものも行わせていただきました。

特に相談支援機関へのヒアリングということで、重層的支援体制整備事業への期待というものは、かなり大きいものがあるなというところを感じたところであります。

特に今、困難事例のコーディネーター役だったり、関係機関の間をつなぐような役割というのが、なかなか現状、相談支援機関が日々の相談をする中で、プラスして、そういったコーディネーター役だったり、つなぐ役割だったりというのが、なかなか手が回っていないよというところも声としては、上がってきておまして、重層でそういったところがカバーできるようになっていければうれしいというお声が上がっていたというところになります。

他機関との取組といたしましては、重層的支援体制に関する研修の実施をさせていただいたというところになっております。

4ページ目に移らせていただきまして、令和4年度の取組予定ということで、こちらもすみません、内容を簡単に書かせてしまっているんですけども、引き

続き庁内連携会議のほうで、体制について取組の実施の方法をもう少し具体的に詰めていくというような形を取りたいと思っております。相談支援体制の部分もそうですし、参加支援、アウトリーチの部分だったりとか、そういったところをどういうふうに事業を組み立てることが、一番今の静岡市にとってよいのかというところを検討を進めていきたいと考えている内容です。

重層的支援会議というものを立ち上げられるということで、重層的支援体制整備事業は、そういった規定にはなっておるんですけども、そもそもこういった会議体というものが、今必要となっているのか。そういったところの検討も含めて、重層的支援会議の模擬会議というものを開催していくというような計画を立てております。

実際に会議を行っていく中で、設置に当たっての課題等の整理を行って、こういった形が一番マッチするののかというところで検討を進めていきたいと考えているということです。簡単ではありますが、説明は以上になります。

○事務局 続いて、個別避難計画について御説明をさせていただきます。資料6を御覧ください。

個別避難計画は、そもそもどういうものなのかというところでしたり、背景などをお話させていただければと思います。

個別避難計画とは、災害時に自力で避難が難しい避難行動要支援者一人一人に合わせた、避難支援計画に関する計画、避難支援等に関する計画というものになります。

具体的には、それぞれ避難に支援が必要ですよということだけではなくて、避難方法だったり、避難先、避難支援者などを明記したものになります。

こちらを策定する背景としましては、近年の災害においても高齢者ですとか、障害者の方が多く犠牲になってしまっていて、死者の中のその方々の割合というのが、かなり多い状況です。現在、避難行動要支援者名簿というものがあるんですけども、そういった方々への支援をさらに実効性のあるものにするために、こちらの計画の作成促進が重要ということで、昨年5月に努力義務化されたものになります。

それが3番の根拠法令というところになるんですけども、こちら、個別避難計画からの作成することが努力義務化されました。

国のほうとしては、おおむね5年を目安にリスクの高い方から、作成するようというふうに示しているんですが、流れとしては、本人のハザードの状況だったり、心身の状況とか、支援者の状況でしたり、そういったものを考えて優先度をつけて、高い方から策定をしていくという流れになります。

優先度が高い方につきましては、福祉専門職などとの協力をして策定していくことになりまして、だんだん低くなるにつれて、本人さんだったり、家族、地域の方に御協力いただいて、おおむね5年を目安に避難支援者の計画を策定していくものになります。

次のページ2ページ目にいきまして、昨年度こちらの個別避難計画策定のモデル事業を行いまして、そちらの御報告を簡単にさせていただきます。

こちらは、障害者協会と協働しまして、後は障害福祉課とうちの福祉総務が協働しておこなったものになります。

内容としましては、51人の計画を策定していきました。その計画を個別避難計画、専門職、優先度の高い方々ということで、事業所に協力を依頼しまして、またそこに対してアドバイザーの派遣というものも行いました。当事者の一部につきましては、実際に避難訓練にも参加して、その実効性というものを確認したようなものになります。

こちらのモデル事業から分かったこととしましては、専門職の方に協力をいただいて、個別避難計画の策定を行ってみたんですけれども、避難支援者という欄以外については、福祉専門職の方々の御協力があれば、ある程度進められることが分かりました。ただ地域の方とのつながりだとか、そういったものが現在のこの世の中だと薄いものもありますので、その確保というところが難しいということで、こちらについては、自主防災組織等の方の協力が不可欠であると感じております。

その避難支援者の確保については、まずは地域の方々がそもそも御自身の中で自分が避難するということについても、まだ落とし込みきれてない部分があるのではないかとこのところがありまして、まずは地域としての災害リスクを把握して、危機意識を持ってもらうことが必要なのではないかなと感じております。

その上で、御自身のハザード等を理解した上で、支援者への支援ということにつなげていけないかというふうに考えております。それを基に、今年度どのような内容を行っていくかというのが資料7になります。

昨年度は、障害者協会と協働させていただいたものですから、障害分野を中心に作成したんですけれども、今年度は介護分野ということで、分野を広げて進めていければと思っております。

また自主防災組織等の協力を得まして、避難支援者の確保がスムーズにいくように連携を取ればと考えております。

3番、作成の範囲については、先ほど申し上げましたようにハザード要件などから、優先度をつけて5年を目安に避難行動要支援者名簿に掲載された要支援者の計画を策定していくことになるんですけれども、現在、静岡市は、こちらの名簿に載っている人数が12万人程度おりまして、またそのうち地域の方に個人情報を提供することを同意した方というのが5万人程度いらっしゃいます。こちらの数、ほかの市町村を見てもかなり多い数でして、本当に支援が必要な方がどなたなのかというところで、この名簿の掲載する要件だったり、そういったところを精査しながら進めていくようなことを考えております。個別避難計画の具体的な取組方法としては、次のページになります。

今回、介護の分野を広げていくということと、後は地域の方々の協力を得るといことで、庁内でも連携を取りつつ進めていきたいと考えているんですが、地域との連携と福祉専門職との連携といことで、大きく分けさせていただいておまして、地域の連携としては、その地域の防災に関するアドバイザー派遣だったり、出前講座などでそもそもの地域のハザード等を理解していただいた上で、避難支援者、要支援者の支援につなげるというところを考えております。

専門職との連携というところにおきましては、障害の分野は、昨年度の実績がありますので、その実績を介護分野にも広げていくといことで、今年度も何件か個別避難計画を、実際に作成するように考えています。

最終的には、ちょっと今年度ここまでできるかという部分もあるんですけども、その地域の方と専門職、当事者の方があわさって、実際にどういうふうに支援をしていけばいいのかという現実性の検討だったり、実際の支援の方法について検討して、防災訓練などで実際に訓練ができればいいなと考えております。説明は以上です。

○江原会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明について御質問等ございますでしょうか。

○酒井委員 清水庵原小学校の酒井と申します。お世話になっております。学校関係者として、これは質問をして帰らないといけないと思っているところなんですけれども。重層的支援体制における支援について、質問と意見です。昨年度、一昨年度とイメージ図を整理していただいたときに、学校機関という言葉がないということ委員の中から意見も出ましたし、私もそう考えているんですけども。学校が福祉総務課とどのような連携をしていけばいいのかなというふうに、素朴な疑問ですけれども思いました。というのが、いろんな複合的な問題を抱えた子供たち、子供がいるとします。そのときに問題がそれほど絡み合っていないときは、これは児相に、これは民生委員の方に見守りを、これはサポートセンターに連絡をと、パッパッと判断はつくんですが、複合的に問題が絡んでいるときに、私たち学校関係者はまず教育委員会の児童生徒支援課、生徒指導係というところに相談をします。そこからどこへ連携して、相談に乗ってもらえればいよいよというアドバイスをいただくことができます。そして心理面とか、福祉面とか、いろいろ枝分かれしていくんですけども、そういうパイプがあるんですけども、児童生徒支援課が担っている役割と福祉総務課さんが担っている役割が、重なるところがあると思うんですけど、学校としては問題をとにかく早く早く解決をするに当たり、どういうルートを通れば一番、子供や家庭にとってよりよいのかということ考えたときに、つながり方ですよね。学校とのつながり方、そういったものが、もう少しはっきりすると私たちもありがたいなというのを感じます。ですので、児童生徒支援課、福祉総務課さんの連携というんでしょうか、協業というんでしょうか。的はずれだったら申し訳ないで

すけど、そういったところについては、何か構想があるのか。もし準備を進めていращやるなら教えていただきたいです。

それから毎年、学校は管理職、教頭が各関係機関との連携ということで、そういう研修を教頭が受けてきます。ですので、パイプがしっかりできたときには、ぜひ市の教頭会あるいは、校長会等で学校がどのようにつながったらよいのかということについて説明をする場を設けていただけると大変心強く思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○事務局 御質問と御意見ありがとうございます。

学校さんとのつながり方というところなんですけれども、まず福祉総務課と児童生徒支援課の連携というところなんですけれども、現時点で重層的支援体制整備事業を静岡市がどのようにつくっていくかというところが、まだ構想段階というところもありまして、まだお声かけができていないというのが現状にはなります。

もちろん教育分野ですとか、この重層の構想といたしましては、様々な分野と今までは教育は、関わりがもちろんあるんですけれども。経済の分野だったりとか、あまりそこまでは連携が密でなかったところにもつないでいくというようなところが目指される事業にはなりますので、様々な機関と連携が必要だという理解は、私たちもしているところです。

ただ現段階で、まだイメージがちゃんと固まっていない中でお声かけをすると混乱を招くということもありまして、まだお声かけができていないというのが現状になります。

ただ先ほどおっしゃっていただいた教頭会での研修だったりとかいうような機会です、こういった事業が完成した暁には、きちんと制度が導入されましたのでというか、今後はこういったルートで御相談をいただけると一番よいというところが、明確に示せるようになることが必要かなというふうに今、お話を聞いて感じたところであります。

具体的に学校さんとの協働という部分では、フロー図でいうと多機関協働のところに入って来るかなと思います。現時点で幾つかの相談、支援窓口がありますが、そういったところで受け止めた相談について、複合的な課題だったりとかが必要な場合は、多機関協働というようなところで様々な機関に連携をかけていくというような仕組みになっておりますので、そういった中で学校さんにお声かけをさせていただいたりとか、ほかの機関にお声かけをさせていただいたりとか、様々な機関を集めての重層的支援会議という形になっていこうかなと思いますので、そこの入りが児童生徒支援課さんなのか、どこなのかというところが問題になってくる部分かなと思うんですけれども。またこちらも整えさせていただいて提示ができればなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○江原委員 ありがとうございます。



○遠藤委員 ちょっとお聞きしたいと思います。地域で地域共生社会ということで福祉総務課のほうもいろんなことを取り組ませていただいておりますけれども、この中で重層的支援体制の創設ということで、相談体制、支援体制、地域からの支援ということで、これが各自治会町内のほうには落ちているのでしょうか。それを一つお願いしたいことと。

それから、個別避難計画ということで、防災の会長とか民生の方には、こういう避難者の名簿がきておりますけれども、私どもは、高齢者の一人暮らしの皆さんとか、高齢者の皆さんの名簿というのは、各自治会町内会でお持ちになっているけれども、こういうのを有効に利用して取り組んでいきたいと思っておりますけれども。ただやはり、避難計画というのは我々だけではできない。全体の総合的な計画をしていただかないと大変なことが起こることになりますので、きめ細かな計画をつくっていただければ大変ありがたいと思っております。

これからいろんな防災計画等いろいろと出てくるかと思っておりますけれども、やはりどういうふうにして避難するかということも、これから全体でというふうなお話かと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

○事務局 ありがとうございます。重層的支援体制整備事業について、自治会だったりとかに落ちているかということなんですけれども、現段階では、まだ御説明だったりとかはしていない状況になっております。どういった部分で、説明をさせていただくのが一番皆様に伝わりやすいところかということも少し、関係機関だったりとかとお話を進めさせていただいて、また御提示ができるようになっていければなと思っております。ありがとうございます。

○事務局 すみません、個別避難計画についての御意見ありがとうございました。こちらについても、どうしても市のほうだけでは取り組めない事業になっておりまして、やはり地域の方ですとか、福祉専門職の方、いろんな方と協働して行わないといけないということは、私も重々に感じておりますので、こちらこそ、いろんな面で御協力をお願いする部分が多くあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。以上です。

○江原会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○深澤委員 重層的支援体制、これはとても一人の人だけじゃなくて、随分介護保険でも一つの介護保険だから、その人のことだけというのは分かるんですが、家族で住んでらして、一人じゃなくて二人とか、家族がいらっしゃる中で、周りがどうしましようということが、今あるんですね。それは、介護保険は個人の介護保険だからって、それは理論的には分かるけど、実際に生活しているとそうはいかない。そこには私たちみたいなボランティアの人が行くというのは、それは社協さんの中にボランティアのコーナーがあるので、そこで見なのですが、こういう中で、今言ってらっしゃいましたけれども、市役所の中とか区役所の中にも、職員の人数が決まっておりますでしょ。こういういろんな新しいものが出てく

ると、具体的に補助対象事業みたいなものがあるかもしれないけど、なんて言うか人件費とかそういうものは対象になるんでしょうか。実際に理論は分かるけど、具体的に動いてく人たちが、会議会議会議だったら実際の話はどうなるのかなど。本当に申し上げたいから、そんなことばかり言ってますが、具体的にはどうなのかということがとても心配です。そこら辺をまた検討していただきたいと思います。

○江原会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

○増田委員 先程の御意見はとても興味深い御意見でありました。厚労省の担当課長さんが、どうして重層的というのをつくったんですかと。将来誰かが問題意識をもって、提案して、じゃあ全部でモデル探してこい。あるいはモデルづくりを市町にさせろとやって、それを集めて形をつくるんです。それを制度化するわけです。ポンチ絵を描いて制度化するわけですね。お願いしたいのは、厚労省はいつも制度から、形から入っていくんですよ。市町にそれを下ろします。これやれって。補助金つけて、インセンティブつけてやらせます。無理があります。上がポンと下ろしてきて、これをそれぞれの市町で、そのとおり形にしるよというのは、もともと無理です。地域福祉に関して言えば、なおさらそれは基があつてのところをしっかりと伝えていただいて、静岡市モデルをつくるぐらいのつもりでやっていただいたほうが、私は本当に生きたシステムになると思います。そのことを大変大事にしていきたいということをお願いして、何かで形を整えることに、ともかく行政的には勢力を使い果たしてしまったんでは、本当の意味の行政サービスって生まれてきませんよね。その辺がぜひお願いできたらなと思って発言させていただきました。別にお答えいただくことはありません。

○江原会長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、これで本日予定されていた議事を全て終了いたします。皆様の御協力をありがとうございました。審議を終えることができました。ありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局 委員の皆様、活発な御議論をありがとうございました。最後に次回の専門分科会の開催時期ですけれども、9月から10月頃を予定しておりますので、開催時期につきましては、できるだけ早く御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、日程の調整をよろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回 静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会を終了いたします。皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

(閉会)

静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会長

江原 勝幸